

払 戻 金 制 度

採用された人材が、自己都合により退職した場合、又は明らかに本人の責により解雇された場合、下記の基準で紹介手数料を返還するものとする。

- ① 入社後1ヶ月未満の場合 . . . 紹介手数料の50%に相当する額
- ② 入社後3ヶ月未満の場合 . . . 紹介手数料の30%に相当する額

但し、求職者の責めに帰すべき事由に起因する退職、求職者の都合による解雇、または、本人の死亡、業務をしがたい病気、怪我等、不測の事態による退職の場合は適用されないものとする。

なお、上記については、契約書・覚書等で別途定めた場合は、当該定めによるものとする。

以上

許可番号 23-ユ-300996

事業所の名称 株式会社M.ニューコン

所在地 〒457-0811

名古屋市南区大同町2丁目29番地29

TEL : 052-314-3966

